

第192回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 神奈川区外国人居住者調査について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(2) C型肝炎訴訟に係るカルテ確認作業の委託について</p> <p>(3) 外部専門職派遣事業委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(4) 横浜市ひとり親家庭支援事業におけるEBPMに基づいたPFS導入可能性調査業務委託について</p> <p>(5) 重症化リスク者適正受診勧奨事業業務委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(6) 横浜市地域密着型サービス事業所整備促進のための民有地マッチング事業の委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 ア 養育費確保支援事業 イ 横浜市摂食嚥下障害・誤嚥性肺炎対策多職種連携研修業務委託受講申込者等管理事務</p> <p>(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 横浜市財政状況見える化ダッシュボード(仮)構築・運用</p> <p>(3) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告 文書管理システム機器更新に伴う環境構築等業務委託</p> <p>(4) 生涯学習等講座の企画運営業務委託についての報告 横浜市摂食嚥下障害・誤嚥性肺炎対策多職種連携研修業務委託受講申込者等管理事務</p> <p>(5) 委託先個人情報保護管理体制(1件)</p> <p>(6) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(2件)</p> <p>(7) 個人情報ファイル簿変更届出書(1件)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告(令和3年6月26日～令和3年7月21日)</p> <p>(2) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>令和3年7月28日(水) 午後2時～午後5時</p>
<p>開催場所</p>	<p>市庁舎18階共用会議室 みなと5</p>
<p>出席者</p>	<p>中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、鈴木委員、土井委員、永井委員、三品委員、吉田委員(委員は全員WEB会議により参加)</p>
<p>欠席者</p>	<p>なし</p>
<p>開催形態</p>	<p>公開(傍聴者なし)</p>
<p>決定事項</p>	<p>・審議事項(1)から(6)までについて、承認する。</p>

	<p>・報告事項及びその他について、了承する。</p>
<p>議 事</p>	<p>【開 会】 (事務局) それでは、ただいまから第192回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。 審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。 本日は、9名の委員に開始から終了まで御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。 それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。 (中村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。 本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思いますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。 (各委員) <異議なし> (中村会長) それでは本日はWEB会議にて開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認 (中村会長) それでは、議事に入ります。 はじめに、第191回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。 特に御意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。 (各委員) <異議なし> (中村会長) それでは承認といたします。 本日の案件の審議に入る前に、前回(6月)審議会の案件について、事務局から連絡があります。 (事務局) 前回(6月)審議会の案件5「税証明の電子申請運用の導入について」と案件6「戸籍課関係証明書のオンライン申請の導入について」を、審議にお諮りした際に、委員から委託先における個人情報の保存期間について御指摘をいただきました。それにつきましては、審議事項の御審議のあとに御説明させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。 (中村会長) はい、よろしく申し上げます。</p> <p>2 審議事項 (1)【案件1】神奈川区外国人居住者調査について(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。) (中村会長) それでは、本日の審議事項の審議に入ります。 最初に案件1「神奈川区外国人居住者調査について」の御説明をお願いいたします。 (事務局) <所管課及び審議事項について説明> (所管課) <資料に基づき説明> (中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。</p>

(板垣委員) 5ページ「3 審議に係る事務」の「事務の委託」、「内容・対象者」の「内容」の記載欄に(2)「調査対象者へのお礼状兼督促ハガキの送付」と記載がありますが、何を督促するのですか。

(所管課) 調査対象者全員の中で、調査票を既に御提出いただいた方にお礼状をお送りすると併せて、まだ調査票を御提出いただいていない方には、督促ハガキという形で調査票の御提出をお願いするものです。

(板垣委員) 調査票に御回答いただいた方に「ありがとうございました」とお礼を伝えて、まだ御回答いただいていない方には「まだ御回答いただいていませんので、調査への御協力をお願いいたします。」というのを選択的に行うということですね。

(所管課) そうです。一つのハガキの中にお礼と督促の両方の文章が記載されます。

(板垣委員) 他の調査においても、一つのハガキの中にお礼と督促の文章を両方記載するという方法をとるのですか。

(所管課) 全ての調査における共通の方法ではありませんが、以前、本市の国際局で調査を行った際にも同様のハガキを送付するという方法をとりました。このハガキを送付することで、調査票の回収率が上がったという実績があるため、今回の調査においても同様の形式を取りたいと思います。

(吉田委員) 外国人にアンケートを行うに当たって、書面で送付された調査票に回答することは、日本語がわからない人にとっては困難だと思いますが、調査の実効性についてはどう考えていますか。

(所管課) 調査票については、日本語以外の5か国語で文章を記載したものと、やさしい日本語で文章を記載したものを合わせて、計6種類の調査票を同封して送付します。

(吉田委員) 全ての言語を用いて対応することはできないということでそのような方法なのですね。

(所管課) はい。そうです。

(三品委員) 8ページ及び9ページの「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の収集制限」の電子データ、「電子計算機処理の開始」の電子データと紙データの種類、「事務の委託」の対象者2の電子データと紙データについて、収集する個人情報の項目に「外国人同士のコミュニティの有無」と記載があります。外国人同士のコミュニティとはどのようなものを想定していますか。

(所管課) 例えば、同じ国籍の人で定期的集まる場があるかというものです。中区周辺では、中国人が定期的集まる場がありますが、神奈川区では、そのような場がないのではないかと仮定されているため、そのような外国人同士でつながり合う場があるかどうかを確認します。

(三品委員) それでは、そのようなコミュニティの有無のみを回答する形になりますか。

(所管課) そうです。そのようなコミュニティへの参加の有無です。

(三品委員) 例えば、同じ宗教を信仰している人同士のコミュニティ等があった場合には、よりセンシティブな個人情報を取り扱うことになると思いましたが、国籍が同じということであれば、区役所にとっては恐らく既知の個人情報なので特に問題ないと思います。

(鈴木委員) この調査票は、各国の言葉で記載し、回答された内容を受託者で読み解いて集計するのでしょうか。

(所管課) そのとおりです。

(土井委員) 今回、神奈川区で外国人から多くの問合せが寄せられたそうですが、何か理由がありますか。ほかの区にも同様に波及していくのでしょうか。

(所管課) 新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言が発令され、飲食店を閉店する等の対応により、日本人も外国人も収入が減っている状況でした。このような中、生活困窮者に対する給付金や支援金が出された場合でも、外国人にはなかなか情報が伝わりません。この結果、そのような給付金や支援金について、社会福祉協議会や区役所に相談をするために、多くの外国人が来庁しました。

現在の緊急事態宣言の状況であれば、飲食店を全て閉店するようなことはないですが、過去にこのような状況に陥りました。

そこで、神奈川区役所で認識していない外国人対応への課題が多くあると気がつき、今回神奈川区の実態調査をすることにしました。

(中村会長) 5ページ「3 審議に係る事務」の「事務の委託」の「必要性・効果」の2つ目の記載で、電子計算機処理をした回答データについて、「交通に関する専門知識が必要」とあります。これはどういう専門知識でしょうか。

(所管課) これは記載のミスです。外国語や調査分析の専門性が必要だということで、交通というのは間違いです。

(中村会長) 10ページ「個人情報を取り扱う事務開始届出書」で、個人情報の記録項目の「① 基本的事項」で、「生年月日」にチェックは入らないのでしょうか。

(所管課) 年齢が分かれば生年月日まで必要ないのでチェックはしていません。

(中村会長) 8ページ「5 取り扱う個人情報」の「電算計算機処理の開始」の「個人情報の種類」の「抽出者のCSVデータ」等では「生年月日」と入っていますが、必要ないのででしょうか。

(所管課) 神奈川区の外国人データを住民基本台帳から抽出するときには生年月日の情報を取り扱うため、生年月日と記載してあります。調査票の回答データとしては、本人の年齢を回答してもらいます。

(中村会長) なるほど。10ページ「事務開始届出書」の中段、「個人情報の収集方法」で、本人以外から個人情報を収集する理由として、個人情報の保護に関する条例第8条第1項の第2号と第7号が挙げられています。個人情報保護条例第8条の第1項には第1号から第8号までありますよね。

(事務局) はい、第8号まであります。

(中村会長) そうすると、これは第7号のチェックで良いのでしょうか。第7号は、他の実施機関から個人情報の提供を受けるときに該当するものですね。

(事務局) そうですね。第7号は、「他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき」で、第8号は「前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき」です。

(中村会長) 第8号にチェックが必要なのではないのでしょうか。本人以外から個人情報を収集する理由が他の実施機関から提供を受けのためならば、10ページ「事務開始届出書」の「個人情報の収集方法」の「本人以外」のところで「他

の実施機関」にチェックが入るはずです。

(事務局) 今回の調査に係る外国人データについては、住民基本台帳を管理している市民局窓口サービス課から収集するため、そちらから受け取るということで、第7号にチェックを入れています。

(中村会長) そうすると、その上の「本人以外」のところにチェックがついたうえで、「他の実施機関」にチェックがつくのではないのでしょうか。

(事務局) 失礼しました。「実施機関内部」です。同じ実施機関の中の市民局から神奈川区役所への提供になります。市民局窓口サービス課から宛名ラベルの状態で個人情報を収集し、委託先がその宛名ラベルを受け取って本人に調査票を送り、本人から回答済みの調査票を返送してもらうところが併記されているため、分かりにくくなっています。本人以外から収集する個人情報については、返送される回答済みの調査票と、市民局から受け取る宛名ラベル等の情報があり、実施機関内部から収集する情報も含んでいます。

(中村会長) 実施機関内部からもらうのであれば、その根拠は第8条第1項第7号ではないと思います。

(事務局) そうですね。これは内部で持っている個人情報を利用するケースになるため、第7号のチェックを外します。

(中村会長) はい、わかりました。

(所管課) 先ほどの板垣先生からの御質問に対する回答について、補足させていただきます。お礼と督促の2種類の文章を併記したハガキを送付することについてですが、今回は匿名でのアンケートのため、神奈川区役所では調査票に回答いただいた人を把握できません。このため、お礼と督促両方を併記したハガキを送付する方法をとります。

(板垣委員) 区役所から調査票を送付した人全員に、「既に御回答いただいた人はありがとうございました、まだ御回答返いていない人は御協力ください」という趣旨のハガキを送るということでしょうか。

(所管課) 正にそのとおりです。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】 C型肝炎訴訟に係るカルテ確認作業の委託について

(中村会長) 次に、案件2「C型肝炎訴訟に係るカルテ確認作業の委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(鈴木委員) 13ページ「2 事務全体の概要」の「給付の仕組みについて」で、給付を受ける人は、国を相手とする裁判手続で給付対象者であることを確認するようですが、被告である厚生労働省にカルテ情報を提供することについて、特

段問題はないのでしょうか。

(所管課) 裁判では、国と製薬会社の両方が被告となっていますが、裁判所ごとに異なる見解があるため、国が感染被害者を一律に救済するという趣旨でこのC型肝炎救済特別措置法をつくりました。これにより、厚生労働省から各医療機関に情報提供を依頼しているため、特段問題はないかと思えますし、全国的にもそういう形で作業を行っています。

(中村会長) 16ページの「5 取り扱う個人情報」の「事務の委託」の「実施機関での保存期間」で、個人情報の保存期間は「令和5年1月16日まで」となっていますが、これは提訴期限ですか。

(所管課) そうです。

(中村会長) 提訴期限が来てしまうと保存期間を経過するため、データは廃棄されるのですか。

(所管課) 実際は既に保存期限が切れているため、カルテは廃棄する予定でしたが、厚生労働省からC型肝炎訴訟について血液製剤投与の事実を確認して患者に通知してほしいとの依頼がありました。これを受けて市民病院内で協議し、C型肝炎救済特別措置法に合わせて、手続の期限まで情報の保存期間を延長しています。

(中村会長) 該当するデータが発見された場合には、当該患者に連絡するのですか。

(所管課) そのとおりです。

(中村会長) かなり古いカルテの場合、患者の住所等が分からず連絡できない場合もあるかと思いますが、どのように対応するのでしょうか。

(所管課) その可能性もあると思います。

今回の事業とは別件になりますが、厚生労働省では、住所等が不明な人を発見した場合には、その人の連絡先を探すという事業も現在検討しているようです。

もしこの過程で住所が不明な人がいた場合には、そのような事業への参加も検討する必要があると考えています。

(中村会長) 訴訟を提起した後に、証拠の収集ということで照会が来る場合があると思いますが、保存期間を提訴期限までにしてしているため、この場合にもどのように対応されるか疑問に思い、質問しています。

(所管課) 保存期間を提訴期限までとした理由について、投与事実が見つからなかった患者のカルテ情報は、提訴期限後には保存する必要がないため、この期限を設定していました。もし患者がこのカルテ情報を必要とする場合には、当院から投与事実のお知らせを行った後に、患者からカルテ情報の開示請求が来ると思います。その場合には、当院からカルテの写しを患者に提供し、それを裁判の資料として使用します。

もし、裁判の資料とするために当院での保存が必要となった場合には、投与事実が見つかった患者の情報に限定して、更に保存期間を延長することも考えられます。

(加島委員) 16ページ「4 個人情報の管理体制」の「事務の再委託」、「廃棄方法」の電子データ（デジタルデータ）及び紙データ（マイクロフィルム）について、それぞれ所管課が再受託者から回収して廃棄する旨の記載がありますが、受託者等には、カルテの原本ではなくコピーを渡すのでしょうか。

(所管課) このデジタルデータ及びマイクロフィルムは、元々カルテのバックアップデータです。紙のカルテの原本は既に廃棄していますが、念のためデジタルデータ、マイクロフィルムでバックアップを取っていたものです。

デジタルデータ自体の複製は容易なので、当院側で元データを保管し、データのコピーを厚生労働省に引き渡すことも可能です。

マイクロフィルムは複製が難しいため、現在当院で保管しているものを渡して、作業終了後に当院で回収します。

(加島委員) 各データは、回収した後に廃棄するのですか。

(所管課) 既に各データの保存期限は過ぎているため、投与事実を確認できた患者がいなかった場合には、適切なタイミングでデータを廃棄します。

(中村会長) ほかになにかございますか。特にないようであれば、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(3)【案件3】外部専門職派遣事業委託について(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(中村会長) 次に、案件3「外部専門職派遣事業委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(土井委員) 23ページ「3 審議に係る事務」の「内容・対象者」「(4) 派遣者の選出」で、「事前情報共有シートの氏名は黒塗り」と記載があり、個人情報の取扱いに配慮されていると思いますが、27ページの「5 取り扱う個人情報」の「対象者3」の「個人情報の種類」の「事前情報共有シート」の項目では氏名の記載があります。どのように整理したらいいですか。

(所管課) 実際には生徒の氏名を取り扱って作業を行いますが、理学療法士の選出のために事前情報共有シートを委託先に送る際には、生徒の氏名なしでもその他の情報のみで理学療法士を選出できます。委託先とのやり取りの際は、氏名を黒塗りしますが、管理するデータとしては、氏名を取り扱います。

(土井委員) 取り扱う個人情報として、ある一瞬は氏名を黒塗りにしますが、実態として氏名を取り扱う場合があるため、氏名を残しているという解釈でいいでしょうか。

(所管課) そのとおりです。

(板垣委員) とてもいい試みだと思えます。これまでは行っていない新しく始まる事業なのでしょうか。

ところで、40ページの「事務開始届出書」の「個人情報の記録項目」の「① 基本的事項」ですが、肢体不自由児の理学療法を行うに当たり、写真や映像の取扱いはないのでしょうか。

(所管課) これまでも特別支援学校では各地域の学校を支援しており、その中で

専門的な支援が必要な生徒がいる場合には、特別支援教育相談課にいる理学療法士に個別で相談し、対応していました。

しかし、理学療法士は1名しかいないため、全市の学校となると全てに対応することは難しく、今回こちらの事業を行うことにしました。

また、写真や映像の取扱いについて、基本的には電話での口頭のヒアリングや、書類でのやり取りにより事前の確認をしているため、写真や映像を取り扱うことはあまりありませんが、絶対にないとも言い切れません。

(板垣委員) これまでそのような実態がもしあったのであれば、念のためにチェックをしておいたほうが良いのではないかと思います。

(所管課) 写真と映像にもチェックを入れたいと思います。

(中村会長) ほかに何かございますでしょうか。特にないようであれば、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(4)【案件4】横浜市ひとり親家庭支援事業におけるEBPMに基づいたPFS導入可能性調査業務委託について

(中村会長) 次に、案件4「横浜市ひとり親家庭支援事業におけるEBPMに基づいたPFS導入可能性調査業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(板垣委員) どのような業務を委託するのか分かりにくいですが、政策立案を委託するということですか。42ページ「2 事務全体の概要」の「事務全体の概要」欄の中段少し下、「1 調査対象事業」で記載されているひとり親家庭の自立支援事業のうち、「① 自立支援教育訓練給付金事業」から「⑧ ひとり親家庭思春期・接続期支援事業」までの8つの事業について、今後どのような形態で実施すればより効果が上がるかの調査や提案を受託者に委託するのですか。

(所管課) 43ページ「3 審議に係る事務」の「内容・対象者」に「委託事業の内容」を3項目記載しています。一番上の段の(1)については、現在行っている事業について、事業利用者を対象として事前に行ったアンケートの結果等を受託業者に渡し、現状の課題などの整理を委託しようと考えています。

中段の少し下に記載されている(2)では、現在行っている事業がどのような成果を生んでいるかを分析し、その分析結果に基づいて成果の指標が妥当かどうかを検証してもらいます。

「内容・対象者」の一番下の記載欄の(3)では、既に委託で行っている事業について、各事業の成果を明確化したうえで、成功報酬を導入できるかどうかを検討してもらいます。

(板垣委員) 政策立案として、どのように事業を実施していくかについて、専門的な知見やエビデンスに基づく分析をコンサルティング業者に行ってもらい、どのような事業を行うかを提案してもらうことは良いと思います。本来は行政が

組織の中で分析していくべき話ですので、このような制度を参考にすることは良いと思いますが、色々と考えさせられる話だとは思いました。個人情報保護の観点からは離れた話ですが、私からの感想です。

(土井委員) この結果、事業の成果がどの程度向上したかについて、何らかの形で開示されるのでしょうか。

(所管課) ひとり親の自立支援事業で、講座を開催した場合に、これまではその講座の出席者数しか事業実績として活用していませんでしたが、このEBPMの考え方を取り入れることによって、講座に出席した人が本当に自立しているのかを確認し、きちんと成果指標を定めていきたいと考えています。その一連のロジックモデルを資料中に記載している8事業で明確にしたうえで、成果が出たかどうかを本市で把握し、公表していきたいと考えています。

(土井委員) 公表内容を全て理解するのは難しいかもしれませんが、是非きちんとした評価まで公表するようお願いいたします。

(所管課) はい。ありがとうございます。

(加島委員) 45ページの「5 取り扱う個人情報」の「事務の委託」の「対象者1」では、取り扱う個人情報の種類として年齢や居住区は入っていますが、氏名や住所はありません。利用者名簿も氏名、住所を除いたものを相手に渡すとのことですが、今回、氏名等を除いた名簿の内容からでも、ある程度個人が特定されるので審議に諮ったのでしょうか。

(事務局) そのとおりです。

(加島委員) 横浜市の業務委託に関して今回の業務の仕様書を見たところ、自立支援事業が全部で8つありました。横浜市内で実施しているものと、業者に委託しているものが3つありますが、委託先との業務上のやり取りはあるのでしょうか。

(所管課) 各受託業者にヒアリングをする等の関わりがあります。

(加島委員) そのときに個人情報などのデータがやり取りされることはあるのでしょうか。

(所管課) 各受託者にヒアリングを行う際には、実際の委託事業の手法などについてヒアリングしています。

(中村会長) このほか特に御質問がないようですので、案件4を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) ここで10分間の休憩とします。

(5)【案件5】重症化リスク者適正受診勧奨事業業務委託について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件5「重症化リスク者適正受診勧奨事業業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(加島委員) 56ページ「5 取り扱う個人情報」の「事務の委託」の「突合用データ」の「対象者2」のレセプトデータの項目と、60ページの一覧表の「② レセプトデータ」の項目を比較すると、56ページには医療機関コードが入っていません。

(所管課) 56ページの記載欄では漏れていましたので修正します。

(加島委員) 60ページの「国民健康保険データの突合」の「② レセプトデータ」では、20行目にコメントレコードと記載があります。かなりセンシティブな情報ですが、やはり必要でしょうか。

(所管課) コメントレコード自体は使わないと考えていますので、資料中の記載を削除します。

(加島委員) 大変いい取組なので是非進めてもらいたいです。今回、国民健康保険ということで74歳までに限られてしまいますが、この事業が安定してからでも、75歳以上につなげられるようにしてもらいたいです。

(所管課) 75歳以上は、神奈川県後期高齢者医療広域連合の所管になり、そちらで取組をしているので、伝えておきます。

(中村会長) 受託者に渡す個人情報としては、60ページの「① 国保被保険者台帳データ」から「④ 過年度特定保健診判定結果データ」までになるかと思えます。52ページ「3 審議に係る事務」の「電子計算機の結合」、「事務の委託」の「内容・対象者」の「(4) 勸奨文書等の作成及び送付」で、受診勸奨対象者に関して受託者から再受託者へデータを提供するとありますが、再受託者は、住所等の個人情報をどのように取得するのですか。

(所管課) 57ページの「5 取り扱う個人情報」の「受診勸奨対象者」の「対象者5」に記載された個人情報の項目について、受託者で対象者を特定した場合に、その情報を一度横浜市に提出してもらい、住所等のデータを付加して渡す形を考えています。

(中村会長) 52ページの「内容・対象者」「(4) 勸奨文書等の作成及び送付」の上から5行目の「Boxというサービスを用いてデータを提供する」という記載内容とは違いますか。

(所管課) 横浜市から受託者に渡したあと、受託者から再受託者へはBoxサービスを用いて渡します。

(中村会長) その旨については、資料中に記載をお願いします。

(所管課) そのように修正します。

(中村会長) ほかに何かございますか。特に御意見がないようであれば、案件5を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(6) 【案件6】横浜市地域密着型サービス事業所整備促進のための民有地マッチング事業の委託について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件6「横浜市地域密着型サービス事業所整備促進のための民有地マッチング事業の委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(板垣委員) とてもいい取組だと思えます。土地を提供したい意思がある地主と、土地を使いたいという事業者のマッチングをするということですが、空き家バンクの事業を参考にしたのですか。

(所管課) もともと国や県の補助メニューにもある事業で、空き家の活用なども考えているところです。空き家そのものを使えるかというのはまた別の話ですが、制度のスキーム自体はそのようなことも考えています。

(板垣委員) 土地のやり取りをするということなので、その情報自体は個人情報ではありませんが、マッチングをするときに、土地所有者や事業者の連絡先などが必要になるので、審議会に諮ったのでしょうか。

(所管課) そのとおりです。

(三品委員) 63ページ「3 審議に係る事務」の「事務の委託」の「内容・対象者」の「(2) 土地活用等に係るセミナーの実施」の記載欄に、セミナーの開催に関するものがあります。民有地の活用に関してマッチングをし、運営法人とつなぎ合わせて事業を行うことになると、事業の収支や土地の活用をめぐる税金や経費等の話も出ることによって、土地所有者の資産や収入の内容がやり取りされたり、情報として蓄積される可能性もあるのでしょうか。

(所管課) 確かには言い切れませんが、今回の事業はマッチングをするところに主眼を置いており、個々の資産状況にまで深く立ち入ることまでは想定していませんので、そのような情報は蓄積しない予定です。

(三品委員) 一般的には土地活用セミナーというと、「この土地の上にこういう建物を建てると、相続税対策になる」という話が多いと思ひ、聞きました。

(中村会長) ほかになにか特に御質問等ございませんか。ないようであれば、案件6を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(7) 前回（6月）審議会の審議案件の事後報告

(中村会長) それでは、審議の冒頭で連絡がありました、前回(6月)審議会の案件について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 前回(6月)審議会の案件5「税証明の電子申請運用の導入について」と案件6「戸籍課関係証明書のオンライン申請の導入について」を、審議にお諮りした際に、委員から委託先における個人情報の保存期間について御指摘を

いただきましたので、御説明いたします。

<資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

私もこの内閣府の資料に目を通しましたが、内閣府が出している仕様書案では、企業が雇用している従業員の情報をクラウド上にあげ、健康保険組合や年金機構や市町村に、その情報に対するアクセス権限を与えるというものです。

例えば、地方公共団体が当該クラウドにアクセスして企業の従業員の情報を利用できるようになり、その段階でクラウド上の従業員の情報が行政文書となるというように理解しています。その後、企業の従業員の情報が不要になった際に、当該情報へのアクセス権限を失わせることで、地方公共団体はクラウド上の情報にアクセスできなくなるため、行政文書としての削除と考えています。

この結果、企業のクラウド上には従業員の情報がそのまま残り、企業はその情報を利用することがあるだろうと思いますが、今回の審議の案件とは全く場面が違うと思います。

(三品委員) 今の会長の話について、前回の審議会で私からその点に関する質問をしましたが、議事録を見ると納得してしまったようです。

内閣府が想定している場面と、今回の事業のように市民から提供された情報を受託業者で残してしまうかもしれないという場面は大分違います。個人情報の管理については、今も協議しているのかもしれませんが、受託業者側で市民から収集した情報が不要になった場合には、「適切な方法で廃棄をする」等の形にすべきだろうと改めて思っています。

(加島委員) 受託業者がシステムのデータを消去する際に、例えばAWSやオラクルなどにクラウド利用について委託していた場合、そこで確実に個人情報が消去されているという確認は、どのように取るのでしょうか。クラウド会社で「消去した」という証明は出すと思いますが、全世界のどこのサーバーにデータがどう置かれているのか分かりませんので、非常に難しい問題です。

(事務局) 今いただいた御質問は、AWSとの契約を切って他のクラウドに乗り換える場合や受託業者がサービスをやめる場合の話かと思います。

AWSでは、ユーザーが暗号化キーを持っていて、それを消去することで誰もデータにアクセスできなくなるので、そのような方法を使うようにという説明になっていたと思います。もちろん、AWS自体が保存媒体を確実に廃棄することも必要ですが、データがどのディスクに入っているかは分からないため、ユーザー側で暗号化キーを適切に消去することで、誰も二度とアクセスできなくするということです。このような方法もデータを完全に消去する方法の一つとして認められていて、「暗号化消去」というのだそうですが、その手法を使うようにという記事がAWSのホームページに上がっていました。

今回の場合は、そのような場面とはまた少し違い、通常の運用中にオンライン申請したデータを1年間保存して、データベースから消去するという話だと思いますので、この場合は、ディスク上から完全に削除するという話とは少し違う場面です。

(中村会長) 前回は、「色々な自治体の仕事を請け負っているので、横浜市の情報だけ取り出して消去できない」という話だったと思いますが、当該報告資料の「2

個人情報「の廃棄について」では、やはり消去はできることになるのですか。
(事務局) 事務局では、当該案件の受託業者と直接確認を行っていないので、詳細については分かりませんが、元々データベースの仕組みとして、レコードを消去できないはずはないと思っています。受託業者のサービスの建付けとして、共通の約款に基づく統一のサービスなので、横浜市だけ特別に対応することはしないという趣旨だったのかと思います。

今回は個人情報を受託業者で消去するということですが、必要のない情報をいつまでも保有していること自体、個人情報保護法上やはり問題があります。受託業者との交渉で「具体的な用途がなければ個人情報を消去しなければならないはずだ」と理解してもらい、消去するということになりました。受託業者のシステムに大規模な修正を加える必要があるのかどうかについては、確認していないので分かりませんが、今までそのような仕組みがなかったのであれば、システムに組み込む作業があるのかもしれない。

(鈴木委員) 受託業者が個人情報を取得することについて、市民感情としては違和感があるのではと感じています。行政に対してだからこそ、信頼して個人情報を預けますし、まして税金の証明など、本当に個人情報の最たる部分に関わる問題について、一企業に情報が流れてしまっていていいのだろうかというのは疑問を感じています。

(中村会長) そのとおりだと思います。すごく疑問を感じています。

(大谷委員) 本件は、情報の消去の仕方や保存期間といったことだけでなく、過去のものも含めて、市民への情報の伝達の仕方がこちらの事務当局が思い描いたとおりに必ずしもなっていなかったことに問題があるのではないかと思います。

実際の消去の仕方、特にクラウド上のレコードの削除は、データとしてはどこかに残っているけれども、誰にもアクセスできなくなることを「削除」というような形に今後変わっていく可能性は十分にあると思います。そこに載せられたデータが誰によって利用可能になるのかについて、十分な情報提供がなされないまま、事業者によって市民の情報が活用されることについては、利便性と、その背後にある個人にとってのリスクの説明が必須になると思いますので、その辺りを事務局側で引き続き交渉してもらえればと思います。

(中村会長) 非常にもっともな意見だと思います。

本来であれば、前回の所管課からの説明が訂正されたということで、場合によっては一旦承認したことの撤回もあり得ると思いますが、現実には既に承認して動いているものもありますので、承認しないことで市民への混乱も生じるかもしれません。

審議案件に対する承認は維持せざるを得ないかと思っていますが、この受託業者の個人情報の取扱いに関する理解や説明はそのまま受け取れません。事務局も頑張ってくれましたが、なかなか難しいところもあります。それでも今回、時期や方法は調整中ですが、受託業者でデータの消去は行うという情報を得ることができました。

この審議会としては、きちんとデータ消去が行われるよう、今後の受託業者の対応の仕方を所管課でも継続的に監督してもらい、改善がされないようであれば契約更新のときにどうするか考えるべきかと思っています。別の事業で、今回

と同じ受託業者のサービスを利用するときも、しっかり検討してもらいたいということで、審議会の意見を議事録に載せておきたいと思います。

横浜市のホームページから入っていくと、いつの間にか今回の受託業者のシステムに接続していて、一般市民は横浜市以外に情報を収集されているとは全然思いません。今後の方向性として、現在の横浜市ホームページ上で、受託業者に情報を収集されることをしっかり説明し、それでも同意してこのサービスを利用するか、きちんと記載する必要がありますので、引き続き事務局で検討して報告をもらえればと思います。

(鈴木委員) 今の方向性はやむを得ないところもあるかと思いますが。それに加え、所管課で個人情報を一事業者に提供するリスクの認識が甘かったのではないかと思っていますので、そのような部分をもう少し強化してもらう必要があると思います。

今後、どんどん電子化が進む中で、このような案件は増えていくと思います。業者の側からの売り込み文句に惑わされず、個人情報をきちんと守ることを各所管課が自覚するように、もっと力を入れてもらいたいです。

(永井委員) 今の時代、クラウドを利用することが多くなっています。データが最終的にどこの国のサーバーに入っているかという問題があり、運用が安い国の中にどんどん情報がため込まれているケースも発生していますので、日本国内のデータセンターに入っているのかも確認をお願いします。

(三品委員) 今の方針には賛成しますが、前回の審議会で、受託業者が保有する情報は、市民が自分の課税証明書をネットで申請する際に、誰が課税証明を取ろうとしたかということになっています。つまり、申請作業だけを代行するのだと理解しています。例えば、私が明日、昨年度の自分の納税証明書をWEBで申し込むとして、申し込んだ事実だけが報告され、課税内容自体がWEB上で保管されるわけではないと理解していたのですが、それはそのような理解でいいのですね。

(事務局) そのとおりだと思います。ただ、税証明についてはそのように申請者の基本的な個人情報の取扱いになるかと思いますが、転出届や戸籍証明書については、申請時に必要記載事項があります。戸籍謄本なら、本籍地や筆頭者が申請時に入力する情報に入ってきますので、そのような情報も含んでいると思います。

(三品委員) 課税証明を取り付ける場合にも、どこの誰が申請するかという話があるので、住所、氏名、生年月日はあると思います。WEBを使って申請する以上は、どこの誰かという情報がどこかに行くのは仕方ないです。

リスクがあるとすると、クレジットカード決済するときにカード番号を書くため、悪用されたときに実害がかなり生じます。納税証明にはクレジットカード決済もあり、カード番号が受託業者に一旦は流れていくと思いますので、そのプロテクトは必要かと思います。

私の理解では、納税額などまで受託業者側に保管されるものではないという前提で、審議会として承認を撤回するまでもないという結論でいいと思いました。

(事務局) 前回、クレジットカード情報は受託業者側に残らないという説明になっています。

(三品委員) そのところはちょっと違うのではないでしょうか。税証明と戸籍申請で微妙に違うという話があったように思います。

(事務局) 決済が申請の前か後かの違いはありますが、クレジットカード情報の取扱いは案件5、6で同じです。

(中村会長) これは委託契約なのに、受託業務に伴って得た情報を委託者である横浜市でコントロールできないのが一番大きな問題です。今までになかった問題で、市では必ず情報の廃棄等についてコントロールできたと思います。それができない契約を結んでいる段階ですごく違和感を抱きます。

(事務局) インターネットサービスについては、LINE やPeatix というイベントの周知やチケット購入の仕組み、ふるさとチョイスなどの案件が審議会で承認されています。基本的に会員登録をして、ユーザーはそのサービスを使うことを意識した上で、横浜市として利用してもらえるサービスを提供するものがあり、そのようなものでは横浜市側がコントロールできない情報はありました。

今回は、横浜市のホームページから横浜市の証明書を申請する場面に特化しているので少し違うように見えますが、枠組みとしてはそのようなサービスと似た構造になっていると考えています。

(中村会長) 市民の信頼という観点からは、LINE やふるさとチョイスに情報を出して、それが自治体に行っているというだけの話ですが、横浜市のホームページから横浜市の手続をやっているのに、いつの間にかほかのところに情報を収集されてしまっているという点が一番大きい問題かと思しますので、このような委託が怖い気がしています。

(事務局) 御意見ありがとうございました。前回の個人情報保護審議会の案件5及び案件6の資料については、個人情報の廃棄の記載に修正を行いました。今回お渡しした資料の修正内容でよろしいでしょうか。

(中村会長) 特に御質問や御意見がなければ、ここで出た御意見を議事録に残した上で、審議資料の修正内容も含め、報告について承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 養育費確保支援事業

イ 横浜市摂食嚥下障害・誤嚥性肺炎対策多職種連携研修業務委託受講申込者等管理事務

(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

横浜市財政状況見える化ダッシュボード(仮)構築・運用

(3) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告

文書管理システム機器更新に伴う環境構築等業務委託

(4) 生涯学習等講座の企画運営業務委託についての報告

横浜市摂食嚥下障害・誤嚥性肺炎対策多職種連携研修業務委託受講申込者等

	<p>管理事務</p> <p>(5) 委託先個人情報保護管理体制（1件）</p> <p>(6) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（2件）</p> <p>(7) 個人情報ファイル簿変更届出書（1件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和3年6月26日～令和3年7月21日）</p> <p>(2) その他</p> <p>(中村会長) それでは、次に「報告事項」及び「その他」について事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。</p> <p>(事務局) <資料に基づき説明></p> <p>配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。</p> <p>(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。</p> <p>御質問等がないようでしたら、報告事項及び漏えい事案の報告について了承するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) それでは了承いたします。</p> <p>本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、9月29日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>後日、御連絡を差し上げますが、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第192回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第192回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>(3) 第191回審議案件5、6に係る事後報告資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和3年9月29日（水）午後2時から開催予定 （WEB会議の方法により開催予定）</p>

本会議録は令和3年9月29日第193回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 中村 俊規
